令和7年度決算に基づく健全化判断比率等について

三原村　総務課

財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全化に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

本村は、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

実質公債費比率は、公債費の減に伴い、前年度比0.2%減の13.6%となりました。

将来負担比率は、地方債現在高の減に伴い、前年度比0.5%減の△134.3%となりました。

（単位：%）

指　標		H29 決算	H30 決算	H31 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 決算	早期健全化基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15.0
	連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20.0
	実質公債費比率	7.3	7	8.5	9.7	10.5	12.0	12.9	13.8	13.6	25.0
	将来負担比率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	350.0
資金不足比率	簡易水道特別会計	—	—	—	—	—	—	62.9	—	—	20.0
	農業集落排水特別会計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	電気事業特別会計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※ 比率が「—」のところは、黒字の決算等により数値が出ていません。

【用語説明】

実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。従来から用いられてきた「起債制限比率」を見直し、実態をより正確に把握するため、公営企業会計（簡易水道事業、農業集落排水事業）に対する繰出金のうち元利償還金相当分等が加えられています。

将来負担比率

公営企業会計、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率。

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の度合いを表す指標です。